

**熱海市立地適正化計画防災指針策定基礎調査業務委託
【特記仕様書】**

第1条（適用）

○本特記仕様書は、熱海市が発注する[熱海市立地適正化計画防災指針策定基礎調査業務委託]に適用する。

第2条（業務の目的）

○本業務は、令和3年度に策定した熱海市立地適正化計画の改定に向けて、防災指針を策定するための、災害リスク情報、災害対策状況について基礎調査を行い情報を整理し必要な検討を行うことを目的とする。

第3条（通則）

○受託者「以下「乙」という。」は、本業務を遂行するにあたり、業務委託設計書、業務委託契約書及び特記仕様書に基づき、委託者（以下「甲」という。）と常に、密接な連絡をとり、正確かつ誠実に業務を行わなければならない。

第4条（業務対象区域）

○熱海市全域

第5条（委託期間）

○契約締結の日から令和7年3月28日までとする。

第6条（業務内容）

1. 災害リスク情報の整理

（1）ハザード情報の収集

- 本市で想定されるハザード情報を収集・整理する。
- この際、ハザードの発生頻度や被害規模の違いから、L1（計画規模）・L2（想定最大規模）に分けて整理する。

（2）災害リスクの抽出・整理

- ハザードに対し、本市の土地利用や建物の分布等を踏まえ、想定される災害リスクを整理する。
- この際、以下の熱海の特性に着目しつつ、災害危険度判定調査の考え方でエリアごとの災害リスクを把握する。
 - ・ 都市機能集積地における「建物の老朽化」
 - ・ 山や海に囲まれ「限られた空閑地」、「狭隘な道路」

- ・ 圧倒的な「交流人口の多さ」（観光客、別荘等利用者等）
- 2. 災害対策状況の整理
 - (1) 防災・減災に係る関連計画の整理
 - 想定される災害リスクに対し、静岡県や本市の防災・減災関連計画から、対策状況を整理する。
 - (2) 不足する対策と方向の整理
 - 災害リスクと対策状況を踏まえ、不足する対策を“どこで”、“どこから”、“どれくらい”行うべきかの観点をもって整理する。
 - また、不足する対策について、対策の方向を整理する。
- 3. 防災指針の基本的考え方と方針
 - (1) 防災指針の基本的考え方
 - ハザードの頻度や被害規模、対策に係る時間軸等に留意したうえで、本市の防災対策のあり方を検討する。
 - (2) 防災・減災の取組に係る方針
 - 本市の防災対策のあり方に基づき、防災・減災施策の取組を体系化し、整理する。
- 4. 関係者との調整支援
 - (1) 関係部局との調整
 - 防災・減災対策の状況整理や対策の方向検討にあたり、関係部局との調整を支援する。
 - (2) 学識との調整
 - 次年度の防災指針（案）策定に向け、学識に、防災・減災対策の方向を確認するとともに、考えられる取組について相談する。
- 5. 成果の取りまとめ
 - 前段までの成果を取りまとめる。
- 6. 打合せ協議
 - 業務を円滑に行うため、検討過程に応じて随時打合せを実施する。
 - 着手時1回、中間1回、成果品納品時1回の計3回を予定する。

第7条（成果品）

○本業務は以下の成果品を納入するものとし、その帰属は全て「甲」のものとする。

・ 報告書（A4版）	1式
・ 打合せ議事録	1式
・ 上記電子データ	1式
・ その他「甲」が必要と認めるもの	1式

第8条（業務体制）

・受託者は、委託契約締結後、速やかに本委託業務のスケジュールを作成し、委託者の承認を受けること。また、業務の履行に当たっては、委託者と常に綿密な連携を図り、重要な判断が必要な場合は、予め委託者の承認を受けること。

第9条（著作権の取扱い等）

本委託契約の実施により生じるすべての著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利を言う。以下同じ）については、無償で委託者に帰属するものとする。

受託者は、本委託業務にかかる著作人格権を有する場合においてもこれを行使しないものとする。

第三者の著作権、その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金額に含まれるものとする。なお、第三者からの異議申し立てや紛争の提起については、すべて受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

第10条（その他）

本仕様書により難い事由、または記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議の上、委託者の指示に従い業務を遂行するものとする。